

第12回農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成30年3月27日 午前9時30分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 第一会議室
- 3 出席委員 15名

会長	1番	緒方武重	会長代理	2番	畦池 港
農業委員	3番	藤本光男	農業委員	4番	興梶信子
農業委員	5番	米倉浩幸	農業委員	6番	松本さとみ
農業委員	7番	太田保義	農業委員	9番	渡邊 孝
農業委員	10番	山森公喜	推進委員	1番	藤田忠義
推進委員	2番	甲斐梅男	推進委員	3番	廣本 隆
推進委員	4番	坂本建吾	推進委員	5番	田中幸伸
推進委員	6番	飯干浩一			
- 4 欠席委員 3名

農業委員	8番	黒木優子	推進委員	7番	鈴木政治
推進委員	8番	田中春男			
- 5 議事内容
 - 議案第29号 農地法第3条の許可について
 - 議案第30号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第31号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

事務局長	ただ今から第12回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に9番と10番の方を指名します。それでは、議事に移りたいと思います。議案第29号農地法第3条の許可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第29号1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	受人は渡人の家からの出で、隣に渡人の家があったが今はありません。対象地について昔は田でありましたが水利条件が悪く、現在は畑として活用されています。特に問題はないかと思われますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では、承認とします。続いて2番の説明をお願いします。
事務局	(議案第29号2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
飯干委員	渡人は受人の叔父にあたる方です。受人は勤めに出ておりますが、水稻は耕作している状況です。特に問題はないかと思われますのでよろしくお願ひいたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
事務局	補足で、今回の案件につきましては、さらに先代の方の名義であったものを渡人が相続し、こちらに住まれている受人に贈与ということになっております。
甲斐委員	贈与ということは贈与税が発生するのでは。
事務局	おそらくそういうことになるかと思われます。
議長	ほかにはないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委

	員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では、承認とします。続いて議案第30号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第30号1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
畦池委員	渡人・受人ともに町内地区の方で、受人は認定農業者です。十数年前に売買が行われており、そのときに茶を植え今まで耕作されております。特に問題はないかと思われまますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	10年以上経っているので時効取得には該当しないのでしょうか。
事務局	時効取得も法律上あったのは記憶していますが、条件等明確には覚えていません。10年ではなかったような気がします。
議長	ほかにはないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では、承認とします。続いて2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第30号2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
坂本委員	対象地については数十年前から受人が耕作されております。受人は認定農業者です。特に問題はないかと思われまますのでよろしくをお願いします。
議長	それでは、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	書き振りが議案第29号と同じで、どう違うのかわかりにくいのですが。
事務局	農地法第3条の許可については基本的には司法書士さん等に頼んでの登記になるかと思いますが、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法に基づくもので、農業にしっかり従事している方が取得する際に利用でき、五ヶ瀬町が所有権移転について嘱託登記を行います。
太田委員	登記手数料等が違ってくるわけですね。事務局はわかっているのかもしれませんが、わかりにくいので表示を変えていただきたい。
事務局	わかりました。
議長	他にはないでしょうか。では、議決を取りたいと思います。賛成の方は挙手願います。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続いて3番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第30号3番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
田中幸委員	対象地については急傾斜地の谷端にある農地で、5枚並んでいるうちの3枚目くらいにある農地です。受人の農地を通らなくては行けないため、今回売買する話になった模様です。特に問題はないかと思われまますのでよろしくをお願いします。
議長	それでは、この案件に意見のある方はお願いします。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続いて4番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第30号4番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
田中幸委員	以前の農業委員会でも図られた案件で、前回借り受けたところで受人が3aブロッコリーを作付しており、今回借り受けた後はきゅうりを作付する計画に

	なっている模様です。よろしくお願いします。
議長	それでは、この案件に意見のある方はお願いします。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続いて議案第31号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について事務局より説明をお願いします。
事務局	農業委員会において、新制度移行後は農地利用最適化が必須業務に位置付けられており、どう取り組んでいくのか、またその目標を定めたものが今回挙げている指針になります。 (指針について説明)
議長	指針について意見のある方はお願いします。
藤田委員	まずはどの農地を守っていくのかというのが大事であり、荒れてとても耕作できないようなところについては非農地にしていく必要があると思います。荒れる理由も鳥獣害だったり、作れる人がいなかったりと理由も様々ではあると思うが。
畦池委員	農地相談員と農地を見て回ったりしたが、進捗はどうなっていますか。
事務局	まだ以前案件であげたもの以外は手が回っていない状況で申し訳ありません。でもB分類のものは確実に除外していく必要があると思いますので、特に地籍調査が終わっている地区からしっかり整理を進めたいと思います。
議長	他にはないでしょうか。
太田委員	数値目標等についてなかなかどういったらいいかわからないのですが。
事務局	国の目標数値より下のものもありますが、いろいろな状況を見る限りでも達成が非常に厳しいというような目標となっています。すぐに成果を上げられないかもしれないですが、まずは地域の会合に積極的に参加いただき、少しでも働きかけを行うことで、ここに挙げているような活動に貢献していただきたいと考えております。
議長	ほかにはないでしょうか。ではこの指針について承認される方は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議案は以上です。
事務局長	以上を持ちまして、第12回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。お疲れ様でした。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____